



発行 東京都

目次

規則

- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則
（環境局環境改善部大気保全課）……………一
 - 東京都受動喫煙防止条例施行規則の一部を改正する規則
（福祉保健局保健政策部健康推進課）……………二
 - 東京都女性相談センター条例施行規則の一部を改正する規則
（福祉保健局少子社会対策部育成支援課）……………三
 - 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則
（福祉保健局障害者施策推進部計画課）……………三
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行細則の一部を改正する規則
（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）……………三
 - 麻薬及び向精神薬取締法第五十九条の四の規定に基づく措置入院者の費用徴収に関する規則の一部を改正する規則
（福祉保健局健康安全部業務課）……………四
- 告 示
- 都市計画事業の事業計画の変更認可（二十五件）
（都市整備局都市基盤部調整課）……………四
 - 建築基準法による道路の指定の取消し
（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課）……………四
 - 都道の供用開始
（建設局道路管理部路政課）……………四
 - 都道の区域変更（二件）
（同）……………三
 - 河川区域の変更による廃川敷地等
（建設局河川部指導調整課）……………四

告示（教）

- 港湾施設の供用中止……………（港湾局港湾経営部経営課）……………五
- 港湾施設の供用廃止……………（同）……………五
- 港湾施設の変更……………（同）……………五
- 港湾施設の供用開始……………（同）……………五

規則（公）

- 東京都指定文化財の指定等…………………………五
- 警視庁組織規則及び警視庁司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則…………………………六

公告

- 都市計画の図書の縦覧（二件）……………（都市整備局都市づくり政策部都市計画課）……………七
- 令和三年年度の経営規模等評価及び総合評定値の申請等の受付……………（都市整備局市街地建築部建設課）……………八
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………九

規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月十九日

東京都知事 小池 百合子

東京都規則第三十四号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第六十条第一項中「吹き付け石綿（吹き付け工法に使用される石綿含有材料をいう。

以下同じ。）及び石綿を含有する保温材（石綿を含有する耐火被覆材及び断熱材を含む。）を「吹き付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材」に改め、

同項ただし書中「吹き付け石綿」を「吹付け石綿」に改める。

附則別記第一号様式その一、第二号様式その一及び第三号様式中「㊦」を削る。

別記第七号様式その一中「㊦」を削る。

別記第八号様式の甲及び第八号様式の乙中「㊦」を削る。

別記第九号様式中「㊦」を削る。

別記第十号様式中「㊦」を削る。

別記第十二号様式から第十六号様式その一までの規定中「㊦」を削る。

別記第十七号様式中「㊦」を削る。

別記第十八号様式から第二十三号様式までの規定中「㊦」を削る。

別記第二十四号様式及び第二十五号様式中「㊦」を削る。

別記第二十六号様式中「㊦」を削る。

別記第二十七号様式中「㊦」を削る。

別記第二十八号様式から第三十四号様式までの規定中「㊦」を削る。

別記第三十五号様式中「㊦」を削り、「特定工事の名称」を「特定工事等特定工事の名称」に改め、同様式備考1中「特定工事」を「特定工事等特定工事」に改め、同様式備考

3中「吹き付け石綿及び石綿蒸気」を「吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材」に改める。

別記第三十六号様式中「㊦」を削る。

別記第三十七号様式の甲(表)中「㊦」を削り、同様式(裏)中「注意」を「注意」に改める。

別記第三十九号様式中「㊦」を削る。

附則

(施行期日)

- この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、附則別記第一号様式その一、第二号様式その一及び第三号様式並びに別記第七号様式その一、第八号様式の甲から第十号様式まで、第十二号様式から第十六号様式その一まで、第十七号様式から第三十四号様式まで、第三十五号様式(「㊦」を削る部分に限る。)、第三十六号様式、第三十七号様式の甲及び第三十九号様式の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第六十条第一項及び第四項の規定は、この規則の施行の日から起算して十四日を経過した日以後に着手する石綿含有建築物解体等工事(この規則による改正前に都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百五号)第二百二十四条第一項の規定による届出がされた石綿含有建築物解体等工事であつて、同日前に着手していないもの(以下この項において「届出がされた未着手の工事」という。)を除く。)について適用し、同日前に着手した石綿含有建築物解体等工事(届出がされた未着手の工事を含む。)については、なお従前の例による。

- この規則(附則第一項ただし書に規定する改正規定を除く。)の施行の際、この規則による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則別記第三十五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

- 附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の際、同項ただし書に規定する改正規定による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則別記第一号様式その一、第二号様式その一、第三号様式、別記第七号様式その一、第八号様式の甲から第十号様式まで、第十二号様式から第十六号様式その一まで、第十七号様式から第三十四号様式まで、第三十五号様式(「㊦」を削る部分に限る。)、第三十六号様式、第三十七号様式の甲及び第三十九号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都受動喫煙防止条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三十五号

東京都受動喫煙防止条例施行規則の一部を改正する規則

東京都受動喫煙防止条例施行規則(平成三十一年東京都規則第九十五号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊦」を削る。
別記第二号様式裏面中「写真面及び職員証面の証面には、所属庁の庁印を押すものとす
る。」を削る。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都受動喫煙防止条例施行規則の
様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することがで
きる。

東京都女性相談センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和三年三月十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三十六号

東京都女性相談センター条例施行規則の一部を改正する規則

東京都女性相談センター条例施行規則（昭和五十二年東京都規則第四十七号）の一部
を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊦」を削る。

別記第二号様式中「㊦」を削る。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都女性相談センター条例施行規
則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用すること
ができる。

東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例施行規則の一部を改正す
る規則を公布する。

令和三年三月十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三十七号

東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例施行規則の一
部を改正する規則

東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例施行規則（平成三十年東
京都規則第百二号）の一部を次のように改正する。

- 別記第一号様式中「㊦」を削る。
- 別記第二号様式表及び第三号様式表中「㊦」及び「㊦」を削る。
- 別記第四号様式中「㊦」を削り、「第10条第1項」を「第11条第1項」に改める。
- 別記第五号様式中「㊦」を削る。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都障害者への理解促進及び差別
解消の推進に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の
修正を加え、なお使用することができる。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。
令和三年三月十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三十八号

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行細則の一部を改正する規則

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行細則（昭和五十年東京都規則第二百五
号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中「交付取扱者印」を「交付取扱者」に、「返納取扱者印」を「返納
取扱者」に改める。

別記第四号様式 (表面) 中「㊦」を削り、同様式 (裏面) 中「8月11日から9月10日
まで」を「8月12日から9月11日まで」に改める。

別記第五号様式中「四」を削り、「8月11日から9月10日まで」を「8月12日から9月10日まで」に改める。

別記第六号様式及び第七号様式中「四」を削る。

別記第八号様式中「四」を削り、「8月11日から9月10日まで」を「8月12日から9月10日まで」に改める。

別記第九号様式中「四」を削る。

別記第十号様式中「四」及び「3 記名押印に代えて署名することができます。」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行細則別記第三号様式から第十号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

麻薬及び向精神薬取締法第五十九条の四の規定に基づく措置入院者の費用徴収に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月十九日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第三十九号

麻薬及び向精神薬取締法第五十九条の四の規定に基づく措置入院者の費用

徴収に関する規則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法第五十九条の四の規定に基づく措置入院者の費用徴収に関する規則(昭和三十九年東京都規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の麻薬及び向精神薬取締法第五十九条の四の規定に基づく措置入院者の費用徴収に関する規則第四条の規定は、令和三年七月一日以後の入院(麻

薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十八条の八第一項の規定による入院をいう。以下同じ。)に要した費用として徴収する分について適用し、同日前の入院に要した費用として徴収する分については、なお従前の例による。

告示

●東京都告示第三百号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和三十年建設省告示第四百三十六号八王子都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十九日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称 八王子市

二 都市計画事業の種類及び名称 八王子都市計画下水道事業八王子市公共下水道

三 事業施行期間 昭和三十年四月十二日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地の収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

●東京都告示第三百一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和三十一年建設省告示第千二百六十二号立川都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十九日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称 立川市

二 都市計画事業の
種類及び名称 立川都市計画下水道事業立川市公共
下水道

三 事業施行期間 昭和三十一年八月十一日から令和七
年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百二二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一
項の規定に基づき昭和三十三年建設省告示第千四百八十号
武蔵野都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したの
で、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の
規定により、次のように告示する。

令和三年三月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 武蔵野市

二 都市計画事業の
種類及び名称 武蔵野都市計画下水道事業武蔵野市
公共下水道

三 事業施行期間 昭和三十二年十一月二十五日から令
和七年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百三三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一

項の規定に基づき昭和三十五年建設省告示第三十三号三鷹
都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同
条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に
より、次のように告示する。

令和三年三月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 三鷹市

二 都市計画事業の
種類及び名称 三鷹都市計画下水道事業三鷹市公共
下水道

三 事業施行期間 昭和三十五年一月十二日から令和七
年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百四四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一
項の規定に基づき昭和四十八年東京都告示第百二十三号青
梅都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、
同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定
により、次のように告示する。

令和三年三月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 青梅市

二 都市計画事業の
種類及び名称 青梅都市計画下水道事業青梅市公共
下水道

三 事業施行期間 昭和四十八年二月一日から令和七年
三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百五五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一
項の規定に基づき昭和三十九年建設省告示第三千二十八号
府中都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、
同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定
により、次のように告示する。

令和三年三月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 府中市

二 都市計画事業の
種類及び名称 府中都市計画下水道事業府中市公共
下水道

三 事業施行期間 昭和三十九年十月二十三日から令和
七年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百六六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一
項の規定に基づき昭和四十八年東京都告示第百五十八号昭
島都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、
同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定

により、次のように告示する。

令和三年三月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 昭島市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 昭島都市計画下水道事業昭島市公共種類及び名称 下水道
- 三 事業施行期間 昭和四十八年二月十二日から令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

●東京都告示第三百七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十二年建設省告示第四千四百四十号調布都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 調布市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 調布都市計画下水道事業調布市公共種類及び名称 下水道
- 三 事業施行期間 昭和四十二年十二月九日から令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 変更なし

使用の部分

変更なし

●東京都告示第三百八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和三十九年建設省告示第三千三百五十七号町田都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 町田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 町田都市計画下水道事業町田市公共種類及び名称 下水道
- 三 事業施行期間 昭和三十九年十二月十六日から令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 変更なし

使用の部分

昭和三十九年建設省告示第三千三百五十七号、昭和四十六年東京都告示第千二百四十九号、昭和五十二年東京都告示第九百四十四号、昭和五十三年東京都告示第八百一十号、昭和五十六年東京都告示第二百四十七号、昭和五十七年東京都告示第二百八十六号、昭和五十九年東京都告示第五百七十五号、昭和六十年東京都告示第四百六十六号、昭和六十三年東京都告示第五百五十六号、平成元年東京都告示第千二百六十四号、平成二年東京都告示第八百五十八号、平成二年東京都告示第九百九十号、平成四

●東京都告示第三百九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十四年建設省告示第二千六百八十八号小金井都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 小金井市

年東京都告示第五百五十七号、平成六年東京都告示第千二百九十一号、平成十一年東京都告示第二百五十一号、平成十三年東京都告示第四百八十八号、平成十四年東京都告示第四百三十四号、平成十五年東京都告示第五百九十五号、平成十六年東京都告示第二百七十三号、平成十七年東京都告示第千二百八十号、平成十八年東京都告示第三百九号、平成二十年東京都告示第四百三十号、平成二十三年東京都告示第六百六十四号、平成二十六年東京都告示第六百九十一号、平成二十七年東京都告示第千六百九十三号及び平成二十九年東京都告示第千三百四十八号の事業地に、町田市小山町字二十二号、字三十九号、相原町字根岸及び字川島各地内の事業地を変更し、相模原市中央区宮下本町三丁目、緑区東橋本四丁目、橋本四丁目、町屋二丁目、町屋三丁目及び広田各地内の事業地を削除する。

二 都市計画事業の
種類及び名称 小金井都市計画下水道事業小金井市
公共下水道

三 事業施行期間 昭和四十四年五月二十日から令和七
年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一
項の規定に基づき昭和三十二年建設省告示第千四百八十四
号日野都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したの
で、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の
規定により、次のように告示する。

令和三年三月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 日野市

二 都市計画事業の
種類及び名称 日野都市計画下水道事業日野市公共
下水道

三 事業施行期間 昭和三十二年十一月二十五日から令
和七年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一

項の規定に基づき昭和五十一年東京都告示第九十六号東村
山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、
同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定
により、次のように告示する。

令和三年三月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 東村山市

二 都市計画事業の
種類及び名称 東村山都市計画下水道事業東村山市
公共下水道

三 事業施行期間 昭和五十一年二月七日から令和七年
三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一
項の規定に基づき昭和四十七年東京都告示第百九十八号国
分寺都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、
同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定
により、次のように告示する。

令和三年三月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 国分寺市

二 都市計画事業の
種類及び名称 国分寺都市計画下水道事業国分寺市
公共下水道

三 事業施行期間 昭和四十七年二月二十四日から令和
七年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一
項の規定に基づき昭和四十六年東京都告示第百一号国立都
市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条
第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定によ
り、次のように告示する。

令和三年三月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 国立市

二 都市計画事業の
種類及び名称 国立都市計画下水道事業国立市公共
下水道

三 事業施行期間 昭和四十六年二月二日から令和七年
三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一
項の規定に基づき昭和四十九年東京都告示第百三十五号福
生都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、
同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定

により、次のように告示する。

令和三年三月十九日

東京都知事 小池百合子

- 一 施行者の名称 福生市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 福生都市計画下水道事業福生市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和四十九年二月七日から令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十四年東京都告示第千二百二十四号調布都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十九日

東京都知事 小池百合子

- 一 施行者の名称 狛江市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 調布都市計画下水道事業狛江市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和四十四年十二月十九日から令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分

変更なし

●東京都告示第三百十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和五十一年東京都告示第八十七号立川都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十九日

東京都知事 小池百合子

- 一 施行者の名称 東大和市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 立川都市計画下水道事業東大和市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和五十一年二月二日から令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十九年東京都告示第九百五十三号立川都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十九日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称 武蔵村山市

二 都市計画事業の種類及び名称 立川都市計画下水道事業武蔵村山市公共下水道

三 事業施行期間 昭和四十九年九月十二日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和五十年東京都告示第二十七号多摩都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十九日

東京都知事 小池百合子

- 一 施行者の名称 多摩市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 多摩都市計画下水道事業多摩市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和五十年一月十三日から令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和五十六年東京都告示第九十九号多摩都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 稲城市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 多摩都市計画下水道事業稲城市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和五十六年十月十七日から令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十九年東京都告示第二百六十六号福生都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 羽村市

- 二 都市計画事業の種類及び名称 福生都市計画下水道事業羽村市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和四十九年三月十三日から令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和五十九年東京都告示第二百三十四号秋多都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 あきる野市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 秋多都市計画下水道事業あきる野市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和五十九年十二月二十七日から令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一

項の規定に基づき昭和四十九年東京都告示第六十三号西東京都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 西東京市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 西東京都市計画下水道事業西東京市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和四十九年一月十九日から令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十九年東京都告示第二百九十七号福生都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 瑞穂町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 福生都市計画下水道事業瑞穂町公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和四十九年十二月二十五日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地

取用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百二十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十五年東京都告示第三百八号秋多都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称

日の出町

二 都市計画事業の種類及び名称

秋多都市計画下水道事業日の出町公共下水道

三 事業施行期間

平成二十五年四月一日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地

取用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百二十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置

いて縦覧に供する。

令和三年三月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

取消しに係る道路の種類

取消年月日

取消しに係る道路の位置

取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第二項の規定による道路

令和三年三月九日

羽村市羽中三丁目二千七百四十七番十九の二、二千七百五十一番六の二及び同番七

延長
三四・〇七
幅員
四・〇〇

●東京都告示第三百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年三月十九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年三月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

台東川口

二 供用開始の区間

足立区扇二丁目三千九百三十七番地先から同区江北二丁目四百五十九番十七地先まで

三 供用開始の概要

別図表示のとおり

四 供用開始の期日

令和三年三月十九日

別図

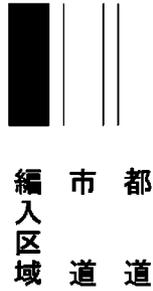
都道小川山府中線区域変更略図

国分寺市東元町三丁目～府中市栄町二丁目

●東京都告示第三百二十八号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、令和三年三月十九日から起算して二週

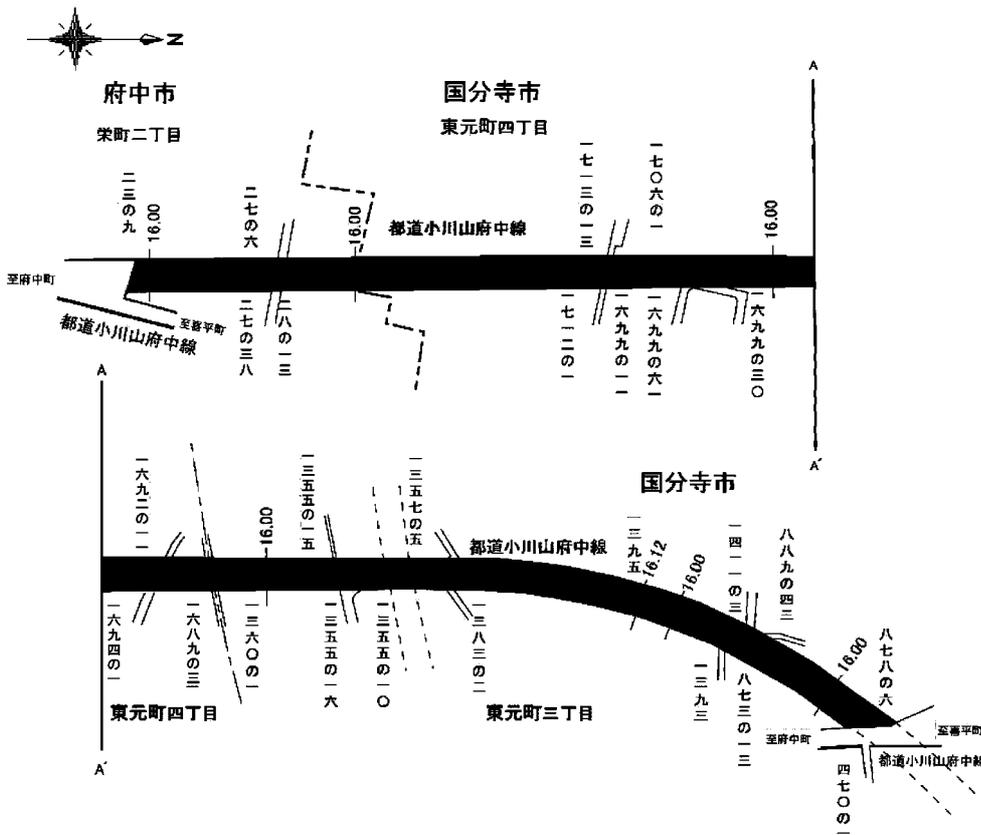
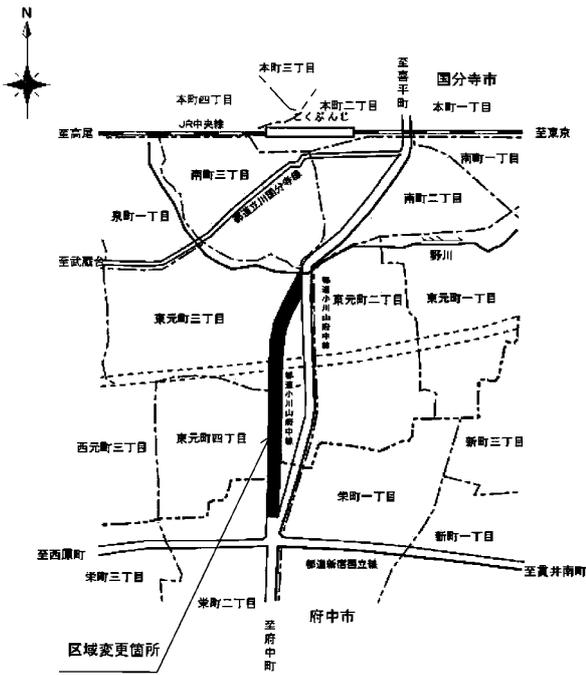
間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和三年三月十九日
 東京都知事 小池 百合子
 一 路線名 小川山府中
 二 変更の区間 国分寺市東元町三丁目八百七十八番六地

三 変更の概要
 内から府中市栄町二丁目二十三番九地先まで
 別図表示のとおり



延長 七二六・六九メートル
 面積 一一、四七五・二九平方メートル

計画線



●東京都告示第三百二十九号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図書は、令和三年三月十九日から起算して二

別図

荒川水系一級河川旧中川廃川箇所図

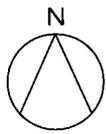
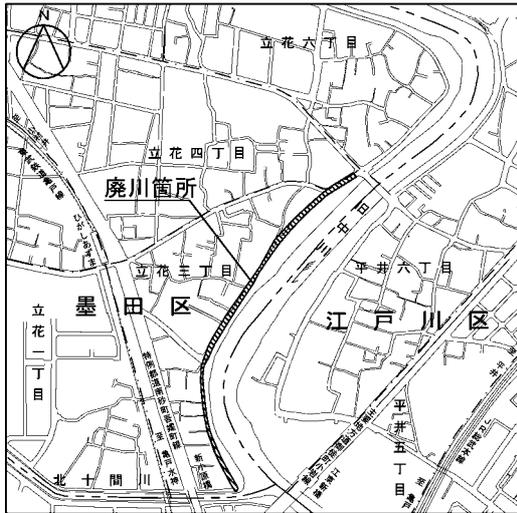
墨田区立花三丁目地内

廃川敷地等(河川管理施設を含む。)

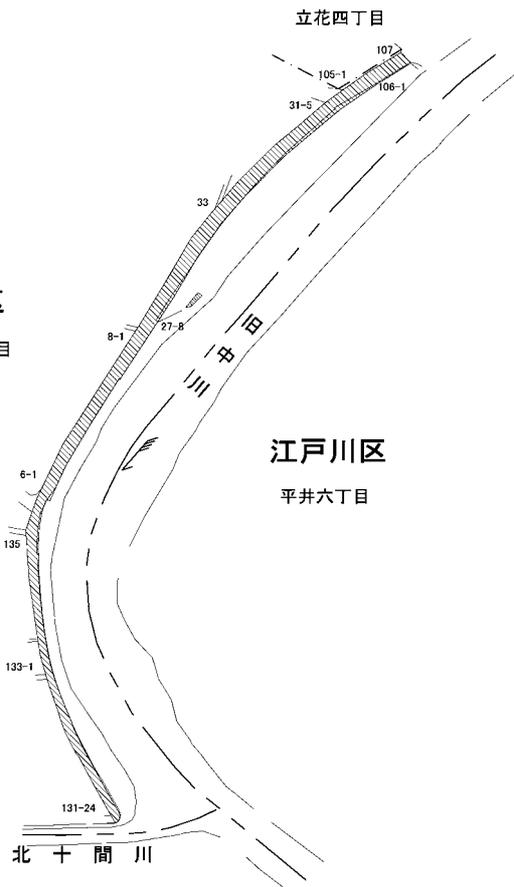
廃川面積

七二四七・七二平方メートル

案内図



墨田区
立花三丁目



週間東京都建設局河川部において一般の縦覧に供する。

令和三年三月十九日

東京都知事 小池百合子

一 河川の名称

荒川水系一級河川旧中川

二 廃川敷地等が生じた年月日

令和三年三月十九日

三 廃川敷地等の位置

墨田区立花四丁目百七番地先から同区立花三丁目百三十一番二十四地先まで

四 廃川敷地等の種類及び数量

別図表示のとおり

●東京都告示第三百三十号
 東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設の供用を中止する。
 令和三年三月十九日

種類	名称	規模	所在地	期間
棧橋	晴海ふ頭	七六九・六八メートル	中央区晴海五丁目	令和三年三月二十二日から同年四月三十一日まで
	頭棧橋	四五六・〇メートル	四番地先	同上
同右	同右	七六九・六八メートルのうち三三・六メートル	同右	令和三年四月一日から同年十二月三十一日まで

●東京都告示第三百三十一号
 東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、令和三年三月三十一日限りで次の港湾施設の供用を廃止する。
 令和三年三月十九日

種類	名称	級別	規模	構造	所在地
上屋	十号ふ頭	二級	六・五二	鉄骨耐	江東区有明四丁目七番十四号
	三号上屋		一・五〇	火構造	同上
			平方メー	平屋建	同上
			トル	一部中	同上
			トル	二階	同上
荷役	十号ふ頭	同右	五・一三	同右	同右
連絡	第三荷役	同右	七・〇	同右	同右
所	連絡所		平方メー		
港湾	港湾労働		一五〇	鉄骨造	同右

労働者十号ふ頭三号上屋休憩所
 〇〇平方メートル

●東京都告示第三百三十二号
 東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。
 令和三年三月十九日

種類	名称	級別	規模	所在地	変更年
上屋	十号	一級	七・二一七	江東区有明	令和三年三月
	ふ頭		七三・三〇七	四丁目七番	同上
	西上		〇〇平	九号	同上
	屋		方メー	平方メ	同上
			トル	トル	同上

●東京都告示第三百三十三号
 東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設を設置し、供用を開始する。
 令和三年三月十九日

種類	名称	級別	規模	構造	所在地	開始年
荷役	十号ふ頭	一級	一・三七	鉄筋	江東区	令和三年三月
連絡	西上屋付		七・四六	コン	有明四	同上
所	属北荷役		平方メー	クリ	丁目七	同上
港湾	連絡所		トル	ト	番九号	同上

港湾労働者十号ふ頭西上屋北休憩所
 一四一・二六平方メートル

告示(教)

●東京都教育委員会告示第十四号

東京都文化財保護条例(昭和五十一年東京都条例第二十五号)第四条、第五条、第二十六条、第三十三条及び第三十四条の規定に基づき、次のとおり東京都指定有形文化財等の指定等を行う。
 令和三年三月十九日

東京都教育委員会

一 新たに指定するもの

種別 名称、員数、所在地、指定区域等 所有者

東京都指定有形文化財(建造物)
 棟 日本民芸館 三棟 公益財団法人日本民芸館
 本館(附属塀を含む) 一棟
 西館旧柳宗悦邸主屋一棟
 西館長屋門(附属塀を含む) 一棟

附 建築申請書類・図面

一冊・四枚、長屋門移築基礎工事仕様書一冊、長屋門売渡証書一冊、日本民芸館建設協議会資料五部、柳宗悦自筆本館スケッチ・設計図十一枚、陳列ケース及び調度品百十九点、「日本民芸館」表札一点
 目黒区駒場四丁目八百六十一番地十一、同番地四十四、同番地四十五、同番地四十

六

東京都指定有形文化財(彫刻)
木造十一面観音菩薩立像一軀
像内に「徳治二年」「作者常陸法□定快」等の銘がある
附 木造不動明王立像一軀、木造毘沙門天立像一軀
西多摩郡奥多摩町白丸三十三番地
猿曳駒絵馬 一点
あきる野市引田八百六十三番地 真照寺
東京都指定有形文化財
猪方小川塚古墳
附 金銅製耳環二点、鉄鍬十四点、刀子二点、棒状鉄製品九点、須恵器長頸瓶一点、須恵器大甕片十三点、灰釉陶器長頸瓶一点、銅銭三点
指定面積二百四十二・〇一平方メートル
狛江市猪方三丁目五百三番四
狛江市和泉本町一丁目一番五号 狛江市役所内

石水山十一面観世音大菩薩護持会
宗教法人真照寺

狛江市

二 指定を解除するもの

種別 名称、員数、所在地、指定区域等
所有者

東京都指定天然記念物(植物)
堂山のシイ
三宅村伊豆千五百六十三番御祭神社境内
廣瀬正

三 指定が解除されたもの

種別 名称、員数、所在地、指定区域等
解除された日
所有者

東京都指定有形文化財(彫刻)
木造千手観世音菩薩立像一軀
音菩薩立像一軀
青梅市塩船百九十四
令和二年九月三十日
宗教法人観音寺

東京都指定有形文化財(彫刻)
木造二十八部衆立像二十八軀
青梅市塩船百九十四
令和二年九月三十日
宗教法人観音寺

東京都指定有形文化財(考古資料)
下宅部遺跡漆工関連出土品二百三点
附 縄文土器十六点
東村山市諏訪町一丁目六番三号 東村山ふるさと歴史館
東村山市野口町三丁目四十八番一号 東村山市八国山たいけんの里

令和二年九月三十日
東村山市

規則(公)

警視庁組織規則及び警視庁司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和3年3月19日

東京都公安委員会

委員長 北井久美子

●東京都公安委員会規則第2号

警視庁組織規則及び警視庁司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則
(警視庁組織規則の一部改正)

第1条 警視庁組織規則(昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条 第1項の表公安部の項中「外事第三課」を「外事第四課」に改める。

第14条 第9号中「警視庁けん銃指導室」を「警視庁拳銃指導室」に、「けん銃指導室」を「拳銃指導室」に改める。

第34条 中「外事第三課」の次に「及び外事第四課」を加える。

第34条の2 (見出しを含む。)中「外事第三課」を「外事第四課」に改め、同条を第34条の3とし、第34条の次に次の1条を加える。

(外事第三課の分掌事務)
第34条の2 外事第三課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 北東アジア地域の外国人に係る警備情報(外事第四課の分掌に属するものを除く。)に関すること。
- (2) 北東アジア地域の外国人に係る警備犯罪、外事関係法令違反事件等の取締りに関すること(外事第四課の分掌に属するものを除く。)

第43条 中 第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、第13号及び第14号を削り、第15号を第12号とし、第16号から第18号までを

公 告

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により関係市から次の都市計画の図書の送付があったので、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和三年三月十九日

東京都知事 小 池 百合子

都市計画の種類 都市計画の決定の告示

町田都市計画地区計画 令和三年一月二十九日町田市告示第三百七十四号

相原駅東口地区計画

福生都市計画地区計画 令和三年一月二十日福生市告示第十号

武蔵野工業線及び志茂中央線沿線地区地区計画

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により関係区市から次の都市計画の図書の送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により縦覧に供する。

令和三年三月十九日

東京都知事 小 池 百合子

都市計画の変更の告示

都市計画の種類 令和三年一月十五日品川区告示第十九号

品川第二・二・七十二号旗の台六丁目公園

東京都市計画公園 令和三年一月八日世田谷区告示第二十二号

第八・二・三十七号北鳥山農業公園

東京都市計画緑地 令和三年一月十五日杉並区告示第七百三十二号

第八十六号荻窪二丁目緑地

東京都市計画防災街区整備地区計画 令和三年一月十八日葛飾区告示第十三号

堀切二丁目周辺及び四丁目地区防災街区整備地区計画

東京都市計画防災街区整備地区計画 令和三年一月十八日葛飾区告示第十三号

東立石四丁目地区防災街区整備地区計画

東京都市計画防災街区整備地区計画 令和三年一月十八日葛飾区告示第十三号

四ツ木駅周辺

3号ずつ繰り上げる。

第61条の4の見出し及び同条第1項中「けん銃指導室」を「拳銃指導室」に改め、同条第2項中「けん銃指導室」を「拳銃指導室」に、「けん銃訓練」を「拳銃訓練」に改め、同条第3項中「けん銃指導室」を「拳銃指導室」に改める。

第65条の2第2項を次のように改める。

2 生活安全カメラセンターは、街頭防犯カメラシステム等の管理、運用等に関する事務を分掌する。

第66条第2項に次の2号を加える。

(4) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に関すること。

(5) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に関すること。

第72条第8項中「けん銃指導室」を「拳銃指導室」に改める。

（警視庁司法警察員等の指定に関する規則の一部改正）

第2条 警視庁司法警察員等の指定に関する規則（平成5年2月2日東京都公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号ウ中「外事第三課」の次に「、外事第四課」を加え、同号オ中「、生活安全指導第二係及び生活安全対策第四係」を「及び生活安全指導第二係」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

地区防災街区 整備地区計画	令和三年一月一日立川市告示第二百八十六号
立川都市計画生 産緑地地区	令和三年一月十五日武蔵野市告示第六号
武蔵野都市計画 生産緑地地区	令和三年一月二十九日府中市告示第十四号
府中市計画生 産緑地地区	令和三年一月二十九日昭島市告示第一号
昭島都市計画生 産緑地地区	令和三年一月一日調布市告示第一号
調布都市計画生 産緑地地区	令和三年一月一日町田市告示第三百三十四号
町田都市計画生 産緑地地区	令和三年一月二十九日町田市告示第三百七十五号
町田都市計画高 度地区	令和三年一月二十九日町田市告示第三百七十六号
町田都市計画防 火地域及び準防 火地域	令和三年一月二十九日町田市告示第三百七十七号
町田都市計画道 路	令和三年一月二十九日町田市告示第三百七十八号
三・四・十三 号木曾学園線	
国分寺都市計画 生産緑地地区	令和三年一月一日国分寺市告示第一号
国立都市計画生 産緑地地区	令和三年一月一日国立市告示第一号
福生都市計画用 途地域	令和三年一月二十日福生市告示第十一号
福生都市計画高 度地区	令和三年一月二十日福生市告示第十二号

多摩都市計画生 令和三年一月一日稲城市告示第一号
産緑地地区
秋多都市計画生 令和三年一月一日あきる野市告示第一号
産緑地地区
秋多都市計画道 令和三年一月八日あきる野市告示第六号
路
三・五・八号
玉見ヶ崎線
縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市
計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北
側)

令和三年年度の経営規模等評価及び総合評定値
の申請等の受付について
建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号。以
下「規則」という。)第十九条の六第一項及び第二十一条
の二第一項の規定により、令和三年四月一日から令和四年
三月三十一日までに行う建設業法(昭和二十四年法律第百
号。以下「法」という。)第二十七条の二十六の規定によ
る経営規模等評価の申請及び法第二十七条の二十九の規定
による総合評定値の請求の時期及び方法等に関し必要な事
項を次のように定めたので公告する。
令和三年三月十九日
東京都知事 小 池 百合子

一 申請時期及び方法
令和三年四月一日(木曜日)から令和四年三月三十一
日(木曜日)までの期間内(東京都の休日に関する条例
(平成元年東京都条例第十号)に定める休日その他東京
都が特に定める日を除く。)において申請者自らの予約
により決められた日時に申請書類を東京都都市整備局市

街地建築部建設業課に提出する。
二 申請書類
(一) 申請書、請求書及び添付書類
ア 経営規模等評価申請書又は総合評定値請求書(規
則別記様式第二十五号の十四)
イ 経営規模等評価の申請説明書又は総合評定値の請
求説明書(以下「説明書」という。)において提出
を求める書類
(二) 提示書類
説明書において提示を求める書類
三 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の手数料
(一) 手数料
ア 経営規模等評価の申請に係る手数料 八千円に
審査を受けようとする建設業一種類につき二千三百
円として計算した額を加算した額
イ 総合評定値の請求に係る手数料 四百円に審査を
受けようとする建設業一種類につき二百円として計
算した額を加算した額
(二) 納付方法
東京都都市整備局市街地建築部建設業課出納窓口で
現金により納付する。
四 経営規模等評価の結果又は総合評定値の通知
経営規模等評価の結果の通知書又は総合評定値の通知
書は、申請書を受理してから原則として二十二日以内に
申請者宛て普通郵便にて発送する。
五 申請書類の提出先
東京都都市整備局市街地建築部建設業課(東京都庁第
二本庁舎三階南側)

新宿区西新宿二丁目八番一号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年三月十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和三年三月十九日

東京都知事 小池 百合子

- 一 店舗名 セレオ八王子南館
- 二 店舗所在地 八王子市旭町一番十七号
- 三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名
- 四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか
- 五 変更前の店舗名 セレオ八王子
- 六 変更後の店舗名 セレオ八王子南館
- 七 変更前の設置者の代表者名 清野 智(東日本旅客鉄道株式会社)ほか
- 八 変更後の設置者の代表者名 深澤 祐二(東日本旅客鉄道株式会社)ほか

九 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ビックカメラほか四名

十 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ビックカメラほか六名

十一 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ビックカメラほか三名

十二 変更前の小売業者の住所 豊島区東池袋三丁目一番一号(株式会社ファミリーマート)

十三 変更後の小売業者の住所 港区芝浦三丁目一番二十一号(株式会社ファミリーマート)

十四 変更前の小売業者の代表者名 宮嶋 宏幸(株式会社ビックカメラ)ほか

十五 変更後の小売業者の代表者名 木村 一義(株式会社ビックカメラ)ほか

十六 変更日 令和二年九月一日ほか

十七 届出日 令和三年二月八日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十九 縦覧期間 令和三年三月十九日から同年七月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

代表者名 会社) ほか

六 変更後の設置者の代表者名 深澤 祐二(東日本旅客鉄道株式会社) ほか

七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社いなげやほか百四十八名

八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社いなげやほか百三十六名

九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社いなげやほか五十四名

十 変更前の小売業者の住所 八王子市石川町二千九百六十九番地五(株式会社魚力) ほか

十一 変更後の小売業者の住所 立川市曙町二丁目八番三号(株式会社魚力) ほか

十二 変更前の小売業者の代表者名 遠藤 正敏(株式会社いなげや) ほか

十三 変更後の小売業者の代表者名 本杉 吉員(株式会社いなげや) ほか

十四 変更日 令和二年十月二十三日ほか

十五 届出日 令和三年二月八日

十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十七 縦覧期間 令和三年三月十九日から同年七月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 セレオ国分寺
- 二 店舗所在地 国分寺市南町三丁目二十番三号

<p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分</p>	<p>十七 縦覧期間 令和三年三月十九日から同年七月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十五 縦覧期間 令和三年三月十九日から同年七月</p>	<p>十九 縦覧期間 令和三年三月十九日から同年七月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十四 変更日 令和二年五月二十八日ほか</p>	<p>十二 変更日 令和三年二月九日ほか</p>	<p>十七 届出日 令和三年二月八日</p>	<p>十三 届出日 令和三年二月十日</p>	<p>十三 届出日 令和三年二月十六日</p>	<p>十六 変更日 令和二年九月二十三日ほか</p>	<p>十二 変更後の小売業者の代表者名 服部 哲也(サミット株式会社)ほか</p>	<p>十一 変更後の小売業者の住所 港区芝四丁目七番八号</p>	<p>十五 変更後の小売業者の代表者名 青野 真博(株式会社丸井)ほか</p>	<p>十一 変更後の小売業者の住所 港区芝浦三丁目一番二一号(株式会社ファミリーマート)ほか</p>	<p>十 変更後の小売業者の住所 台東区清川一丁目六番四号</p>	<p>十四 変更前の小売業者の代表者名 佐々木 一(株式会社丸井)ほか</p>	<p>十 変更前の小売業者の住所 豊島区東池袋三丁目一番一号(株式会社ファミリーマート)ほか</p>	<p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社モード・エ・ジャコモ</p>	<p>十三 変更後の小売業者の住所 滋賀県大津市長等二丁目一番二一號(田中興産株式会社)ほか</p>	<p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 サミット株式会社ほか三名</p>	<p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社東急ストアほか二十二名</p>	<p>十二 変更前の小売業者の住所 滋賀県大津市中央一丁目四番三號(田中興産株式会社)ほか</p>	<p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 サミット株式会社ほか六名</p>	<p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社東急ストアほか二十二名</p>	<p>十一 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社丸井ほか二十四名</p>	<p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 サミット株式会社ほか八名</p>	<p>六 変更後の店舗名 東急五反田ビル(五反田東急スクエア)</p>	<p>十 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社丸井ほか六十名</p>	<p>六 変更後の設置者の代表者名 大島 信豊</p>	<p>五 変更前の店舗名 東急五反田ビル</p>	<p>九 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社丸井ほか六十四名</p>	<p>五 変更前の設置者の代表者名 大澤 秀利</p>	<p>四 設置者住所 渋谷区南平台町五番六号</p>	<p>八 変更後の設置者の代表者名 高橋 好一</p>	<p>四 設置者住所 江東区東陽六丁目三番二号</p>	<p>三 設置者名 東急五反田ビル(五反田東急スクエア)</p>	<p>七 変更前の設置者の代表者名 清水 公男</p>	<p>三 設置者名 鹿島東京開発株式会社</p>	<p>二 店舗所在地 江東区東陽六丁目三番一号ほか</p>	<p>六 変更後の店舗名 セレオ国分寺</p>	<p>二 店舗所在地 江東区東陽六丁目三番一号ほか</p>	<p>一 店舗名 東京イースト21</p>	<p>五 変更前の店舗名 国分寺ターミナルビル</p>	<p>二 店舗所在地 江東区東陽六丁目三番一号ほか</p>	<p>一 店舗名 東京イースト21</p>	<p>四 設置者住所 八王子市旭町一番一号</p>	<p>二 設置者住所 鹿島東京開発株式会社</p>	<p>一 店舗名 東京イースト21</p>	<p>三 設置者名 JR東京西駅ビル開発株式会社</p>	<p>一 店舗名 東京イースト21</p>	<p>一 店舗名 東京イースト21</p>	<p>分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>
-------------------------------------	--	------------------------------------	--	--	--	--	--------------------------------	------------------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------------	--------------------------------	---	--------------------------------------	---	--	---------------------------------------	---	--	---	--	---	--	---	---	--	--	---	---	--	---------------------------------	------------------------------	---	---------------------------------	--------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------	-----------------------------------	---------------------------	---------------------------------	-----------------------------------	---------------------------	-------------------------------	-------------------------------	---------------------------	----------------------------------	---------------------------	---------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	---	---	---

十六
縦覧時間

十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 (代)

郵便番号
 113-0001

